

告示

埼玉県告示第七百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
飯能老年病センター	飯能市下加治一四七	平成二十九年 四月三十日
医療法人 久成会 高橋レディースクリニック	川口市領家一―二〇―三	平成二十九年 五月一日
八代耳鼻咽喉科	川口市西川口二―二―九	平成二十九年 四月三十日
前川クリニック	川口市前川二―一〇―一 一階	平成二十九年 四月三十日
朝比奈医院	久喜市西大輪一九二四―八	平成二十九年 四月三十日
みさと中央クリニック	三郷市中央一―四―一三	平成二十九年 四月三十日
小林内科医院	比企郡小川町大塚九三〇―一	平成二十九年 四月三十日
サンクリニック	東松山市西本宿三七三―五	平成二十九年 三月二十九日

